差出人: 村上 絢
送信日時: 2022 年 11 月 14 日 8:54
宛先: 松田 宏明
件名: RE: ご連絡

松田様

いつも大変お世話になっております。
まず、11 月 11 日に合意に達したというのは事実に反していますし、弊社の 11 月 13 日付け書簡（以下「本書簡」といいます。）は「11 月 9 日からの話し合いの経過すら完全に覆すもの」ではありません。
本書簡は、弊社（株式会社シティインデックスイレブンス）及び貴社株式にかかる共同保有者全ての総意に基づくものです（村上世彰は、弊社グループの大株主の 1 人に過ぎず決定権はありませんが、同じく本書簡の内容に同意しています。）。
今回の株主価値向上策は、弊社のみならず、貴社全ての株主にとって極めて重要な意味を持つものですから、慎重に検討すべきは当然のことであり、慎重に検討した結果、本書簡に書かせていただいたとおり、「貴社において、まず、野村総研株式の売却と、その売却によって得られる資金の多くを株主還元に充てる予定である旨を公表していただき、それが株価に織り込まれた段階で、自己株式取得の公開買付けを固定価格で公表される」ことが、弊社のみならず、貴社の全ての株主の株主価値向上に資すると判断した次第です。この点、貴社のほとんどの株主が不確定要素の高い変動価格の予告公開買付けよりも公表時点から固定価格による公開買付けを望むのは明らかであると考えます。
金融庁や関東財務局から内々の了解を得ているからといって、これ以上は株主のためによりよい株主価値向上に資する案はもはや検討しないというのは、株主から経営を委託されている取締役として正しい対応とは思われません。
今回の資本政策において貴社が一番気にしなくてはいけないのは株主です。以前から、貴社との対話を行っていると、貴社は、上場企業における資本政策という最も株主を意識しなくてはいけない事柄についてすら、常に株主目線ではなく、ファンドの LP、金融庁、関東財務局、野村総研など株主以外のことばかりを気にかけており、上場企業としての意識に欠けているのではないでしょうか。

貴社が弊社からの提案についての協議を拒否し、一方的に協議を打ち切るということであれば、やむを得ませんので、本日中に、秘密保持契約書 10 項括弧書きに基づく有効期間の満了日の繰上げを通知させていただくことになると思います。

何卒、本日中の協議を宜しくお願い致します。

村上